

A 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	吉	田	基	毅
同	山	本	嘉	彦
同	河	南	ただかず	

社会福祉法人職員の脱法行為に関する住民監査請求について（通知）

令和元年 8 月 26 日付けをもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理しないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

令和元年 8 月 26 日付けをもって受け付けた措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

1 請求の要旨

就寝規程は未就学児童は午後 8 時就寝となっているところ午後 9 時前に事件が起きたが、事態を隠すため拘束、拘置が行われ、理事会の開催なく独善で自己保身のため拘置し、児童福祉法に基づく医学的、心理学的、教育学的、社会科学的及び精神保健上の処置なく、児童福祉法の規定に関係なく現場検証、処方、処置なく、神戸市こども家庭センターに送致された。

児童を最低の学習環境、学習内容、方法と承知し、改善を試みることなく放置していた。上級生から虐待を受けていたが放置、隠蔽し、相応の監護措置を講じなかった。

神戸市こども家庭センターに指示し、センターよるケア等の処方、措置を故意、意図的に遅らせ、計画的に放置させたのは児童虐待に当たると思料する。

管理職の能力欠如等に係る諸般の事後決裁文書作成費、改竄事務的経費、職員研修費、医師、教育学者、社会学者、現場検証費、精神科医、診断書、ケア、処置費、親権者、その家族への説明文書、説明等に係る税金の違法・不当支出について監査をお願いする。

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

しかし請求書に記載される社会福祉法人職員の行為は法の定める普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない。また、請求書に記載される違法性・不当性が存在しても、市に損害が発生している可能性はない。

よって本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理しない。